第２３期第３回
日高海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　　令和７年９月１８日（木）１４時００分～１４時３０分

２　開催場所　　日高振興局　２０２会議室

３　出席委員　　大澤晃弘　坂本好則　逢山義幸
　　徳田利則　浦川聡　髙田淳
　　白石智泰　住野谷張貴　池原孝一
　　中村敬　山中孝俊　深根英範

４　欠席委員　　佐藤勝　梶川徹　神田勉

５　事務局　（日高振興局）　水産課長　林　恒之
　　漁業管理係長　下田貴弘
　　（日高海区漁業調整委員会）　事務局長　佐々木真琴
　　主事　大谷美夢

６　議事事項
　議案第１号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

７　報告事項
　（１）　第２３期第１回及び第２回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

８　その他

９　会議のてん末

事務局長　　ただいまから、第２３期第３回日高海区漁業調整委員会を開会いたします。
　　はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

会　　長　　第２３期第３回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき誠に有り難うございます。

また、日高振興局から林水産課長をはじめ、担当職員の方々には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、７月一杯で漁を終えた春定置におきましては、久しぶりにトキザケが姿をみせた一方でマス類が伸びず、更にはスケソの漁獲抑制措置なども加わったこともありまして、最終的な水揚げといたしましては、６，４５０トン７億５千万円で、概ね前年並みの漁獲で漁を終えたところでございます。

また、昨年極端な不漁に見舞われたコンブ漁業では、本年は順調に出漁し、平年並みの操業日数を確保している様子でございます。

９月に入りまして秋さけの操業が始まっておりますが、地区間の格差はあるものの来遊予想に反し順調に水揚げされております。

近年、日高管内では厳しい状況が続いておりますので、本年は大漁に恵まれることを、切に願うところでございます。

さて、本日の委員会は、議案事項が１件、報告事項が１件でございますが、皆様には慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いします。

事務局長　　有り難うございました。

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議　　長　　それでは人員報告をいたします。

本日の委員会には、委員１５名中１２名の出席をいただいておりますので、本委員会は成いたします。

次に議事録署名委員２名の選出でございますが、委員会規程により私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、池原委員と坂本委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議案第１号を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局長　　議案第１号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてご説明いたします。

資料１をご覧願います。

北海道水産林務部漁業管理課が所管する知事許可漁業に係る

制限措置の内容等に関し、令和７年７月２２日付け漁管第９３７号をもって、北海道知事より当海区会長あて諮問ありました。

対象となる漁業につきましては、文中第２に記載がございますとおりかにかご漁業（日高振興局管内東部沖合海域）とかにかご漁業（日高振興局管内西部沖合海域）の２漁業許可になります。

以後、制限措置等の詳細につきましては、振興局の方から説明いたします。

漁業管理係長　日高振興局水産課漁業管理係長の下田です。

私からご説明いたします。

まず、日高東部沖合海域につきまして資料の２枚目をご覧ください。

制限措置の内容を左側から説明いたします。

（１）漁業種類はかにかご漁業（けがに）、（２）操業区域は日高東部沖合海域、（３）漁業時期は１月１５日から翌年３月２９日まで、（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は２６隻、（５）船舶の総トン数は２０トン未満、（６）漁業を営む者の資格は日高振興局管内に住所を有する者となっております。

漁業時期については、これまで１２月５日から翌年２月２２日までとしておりましたが、海洋環境の変化を受け、えりも漁業協同組合からの要望により１月１５日から翌年３月２９日までとしております。

船舶の総トン数についても、これまで１０トン未満としておりましたが、船舶の大型化を受け、同様にえりも漁業協同組合からの要望により２０トン未満としております。

また、申請すべき期間は、令和７年１０月１日から１０月３１日までの１ヵ月を下らない期間としております。

備考欄には、許可有効期間が令和７年１２月１日から令和８年１１月３０日までとすることを、起業の認可の有効期間は令和８年５月３１日までで、認可有効期間内に行われた許可有効期間は、当初許可と同じ令和８年１１月３０日までとなること。

制限条件として、漁獲物の陸揚港指定、検量義務、許容量達成時の操業停止、かご数、脱皮直後個体の海中還元義務、かごの目合い制限、敷設漁具への船名及び許可番号表示と、知事命令遵守事項が記載されております。

続きまして、日高西部海域につきまして資料の３枚目をご覧ください。

同様に、左側から説明いたします。

（１）漁業種類はかにかご漁業（けがに）、（２）操業区域は日高西部沖合海域、（３）漁業時期は１月１５日から３月２９

日まで、（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は３６隻、（５）船舶の総トン数は１０トン未満、（６）漁業を営む者の資格は、日高振興局管内に住所を有する者となっております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、これまで３７隻としておりましたが、廃業等１件があり、資源及び漁場の利用状況に鑑みて、他に新規着業希望がないことから３６隻としております。

また、申請すべき期間は、令和７年１０月２１日から１１月２０日までであり、東部海域と同様１ヵ月を下らない期間としております。

備考欄には、許可有効期間が令和８年１月１日から１２月３１日までとすること、起業の認可有効期間は令和８年６月３０日までで、認可有効期間内に行われた許可有効期間は、当初許可と同じ令和８年１２月３１日までとなることのほか、東部海域と同じ内容の許可条件が記載されております。

資料の４枚目以降に、東部及び西部海域の制限措置等の取扱いを参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議　　長　　ただいまの説明に対しご意見、ご質問はありますか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　無いようですので、議案第１号につきまして適当と認めてよろしいでしょうか。

各　委　員　　「異議なし」の声

議　　長　　異議が無いようですので、そのように決定いたします。

それでは報告事項に移りたいと思います。

報告事項１について、事務局から報告願います。。

事務局長　　報告事項１につきましてご説明いたします。

右肩に報告１と記載された資料をご覧願います。

第２３期第１回の北海道連合海区漁業調整委員会が６月２３日に札幌市で開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議内容につきましては、次第の４番に記載のとおり、会長及び副会長の選出ほか令和７年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針について、また、協議事項として広域漁調の委員と全漁調連の役員の選出について、そのほか報告事項が４件となっております。

第１回目の委員かとなりますが、１ページめくっていただき

ますと委員会名簿が添付されておりまして、各単海区から選出された委員１１名と学識経験者として知事選任を受けた５名の委員により第２３期の委員会は構成されております。

会議の内容についてでございますが、会長等の選出結果につきましては、報告１の２と記載した１枚物の別資料にまとめておりますので、後ほどお目通しいただく形といたしまして、議案第３号の秋さけの親魚確保、適正利用を図るための実施方針について、簡単にご報告いたします。

この実施方針の議事進行にあたりましては、関連して、さけます内水面から令和７年の来遊予測と推定遡上数などの秋サケの資源状況について説明がありましたので、先にこちらを報告いたします。

それでは、資料の１０ページをご覧願います。

令和７年の来遊予測のページでございます。

シブリング法を用いて算出した来遊予測が下の表に示されております。

表の１番下にあります令和７年度の全道の来遊予測は、１，１４１万尾、その右前年の来遊実績が約１，７７０万尾でございまして、さらに右隣に前年実績に対する比率ですが、これが６４．５パーセントとなり、昨年の実績より少ない来遊予測ということでございます。

なお、表の中頃にえりも以西海区がございますが、えりも以西海区に限りましては昨年実績より若干上回る予測となっておりまますが、昨日始まった管内の秋サケ定置の状況といたしましては、まだ漁期の序盤ではございますが、会長のご挨拶にもありましたとおり、秋サケが順調に水揚げされており昨日現在の速報では、前年比５５０パーセントの水揚げとなっております。

続きまして、令和７年の推定遡上数につきまして、次の１１ページをご覧願います。

表の左側から推定遡上数、真ん中が捕獲計画、右が計画に対する過不足となっておりますが、ご覧いただけますとおり、根室、エリモ以東あたりで厳しい状況が見込まれております。

日高管内に関係する部分で参りますと、えりも以東海域西部地区では、前、中、後期のいずれもマイナスで、えりも以西海域日高地区では、後期群でマイナスとなっております。

続きまして、１２ページ以降に秋サケ資源に関連する海洋環境の状況」に関する資料の添付がございますが、この内容につきましては本年５月の委員会の場でご報告いたしておりますので、本日は説明を割愛をさせていただきます。

さけます内水試からの報告の説明は以上でございます。

続きまして、本題の実施方針案につきましてご説明いたします。

資料の６ページ新旧対照表をご覧願います。

本年は、第３のその他の部分に記載のとおり一部変更がございます。

一番右側の改正理由の欄に理由が記載されていますが、本実施方針が親魚確保対策の推進を趣旨とするものであることから、提示内容について、次の７ページで具体的にご覧いただけますとおり、現行では漁獲見込量のところを推定遡上数に見直す内容となっております。

それ以外につきましては、年度の改正のみとなっております。

変更点は以上でございますが、当該実施方針の運用に関しまして、あらかじめ当委員会の了承を得ておきたい事項がございます。

恐れ入りますが資料を３ページに戻していただきますと、実施方針案の本文が添付されてございますのでご覧願います。

この中で第１の２、親魚の確保の（２）をご覧願います。

地区連絡協議会で決定した親魚確保のための措置の円滑な実施のため、振興局から要請があった場合には、委員会は必要な措置を講ずることと謳われておりまして、仮に振興局からの要請に基づき委員会として措置を講じるとなった場合には、海区委員会を開催のうえ決定することが原則と考えておりますが、委員会を開催できないような緊急を要する場合につきましては、正副会長に一任願いたく、後ほどご了承をお願いしたいと存じます。

実施方針案の説明は以上でございますが、当該実施方針につきましては委員会の承認を得た６月２３日付けで決定、施行されております。

その他、報告事項であります個人情報、公文書開示関連につきましては、資料の添付、説明を省略いたします。

以上で、第１回目の連合海区の説明を終えまして、第２回目についてご報告いたします。

報告２と記載された資料をご覧願います。

第２回目は８月２１日に開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議の内容につきましては、トドの採捕に係る委員会指示についての議案１件と全漁調連の要望事項についての協議事項が１件となっております。

議事の内容につきまして、概要をご報告いたします。

まず、議案第１号、北海道沖合海域におけるトドの採捕に係る委員会指示案につきまして、１７ページ目、資料２の１と記

載されたページをお願いします。
上の表が、振興局ごとの被害額をとりまとめた表となりますが、下から２段目、日高管内を含むその他管内におきましては、令和元年度以降被害が報告されておりません。
続いて下の表にまいりますと、平成以降における全道の被害額とトドの採捕数をまとめたグラフですが、グラフの一番右側に令和６年度の状況が示されており、直接、間接あわせた被害額は１０億２，７００万円となり、５年ぶりに１０億円を超えた被害額となっております。
採捕数は、棒グラフですが５２５頭となっております。
次の１８ページをご覧いただきまして、トドの採捕状況でございますが、上の表の上段、令和６年度の採捕枠５４２頭に対し５２５頭の採捕となっております。
下の表は混獲の状況になりますが、令和６年度は混獲枠６１頭に対し１１２頭の混獲となっております。
２１ページをお願いします。
水産庁からの令和７年度のトドの採捕可能頭数の通知で、文中２行目中頃、令和６年度は５４２頭の上限に対し５２５頭が採捕され、混獲枠６１頭に対し１１２頭の混獲であった、その結果、人為的死亡数の上限６０３頭に対し６３７頭の採捕となり３４頭を超過、令和７年度については基本方針に基づき超過分を差し引くことが適当とする旨の水産林務部長あて通知でございます。
１ページ戻って頂きまして１９ページをお願いします。
委員会指示の発動に係る要請文ですが、文中に記載のとおり、先ほどの水産庁からの通知に基づき採捕数５０８頭を限度とした委員会指示の発動について、水産林務部森と海の未来づくり推進官から要請文書でございます。
これらを踏まえた 委員会指示及び取扱要領の内容につきましては、資料の１５ページ及び１６ページに新旧対照表が添付されてございますが、ご覧いただけますとおり年月日と年度の更新のほか、先ほど申し上げました本年度の採捕数、その他承認数の上限を実態に合わせた数への変更となっております。
続きまして、資料の２９ページ、３０ページに水産研究教育機構ほかで行っています有害生物事業で得られた、令和６年度のトドの来遊状況を取りまとめた資料を添付しておりますが、こちらは後ほどご確認いただきたいと思います。
当該委員会指示につきましては異議なく決定され、８月２９日付けで施行されていることを申し添えいたします。
続きまして、協議事項の令和８年度全漁調連の要望事項につきまして、資料の３７ページ目に前年度と令和８年度の要望を

対比した資料が添付されておりますのでご覧願います。
左側が令和７年度の要望、右側が令和８年度に向けた要望案となっております。
この全漁調連の要望につきましては、全国の海区委員が要望提案を行いブロックごとに要望事項をとりまとめた上、最終的に全漁調連の総会の議決を経て、関係省庁に対し要請を行っているものでございます。
令和７年度の要請につきましては、本年７月２３日に関係省庁へ要請を行ったとのことでございます。
令和８年度の要望内容につきまして資料右側に記載がありますが、１つ目はクロマグロ資源の適正利用に関すること、２つ目は北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置に関すること、３つ目は沿岸資源の適正な利用に関すること、次のページに参りまして４つ目、対ロシア漁業における操業機会の確保に関すること、５つ目として遊漁と漁業の調整等に関することの５項目が掲げられております。
ただ、５点目の遊漁と漁業の調整等に関する要望に関しましては、当日の会議におきまして若干の修文が加わり、修正後の内容を４０、４１ページに添付しております。
また、各要望ごとの要望に至った経緯等につきまして、資料が遡り恐縮ですが３１ページから３６ページにかけ添付してございますので、後ほどご確認願います。
以上で、報告事項の連合海区の開催結果の説明を終わります。

議　　長　　報告が終わりましたが、質問を受ける前に確認させていただきたい事項がございます。
事務局から説明がありましたとおり、秋さけの適正利用を図るための実施方針により、委員会として親魚確保を図るための措置などを決定するにあたっては、委員会を開催し協議するのが原則かと思いますが、緊急を要し委員会が開催できないような場合には、例年どおり正副会長に一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各　委　員　　「異議なし」の声

議　　長　　それではそのように進めさせていただくとしまして、連合海区に関する報告事項について、ご質問等はございませんか。

逢 山 委 員　　トドは例えば鹿のように食用としての利用方法はあるのでしょうか。ただ駆除をしているだけなのでしょうか。

事務局長　　混獲されるトドは主に中層の定置網や底建網らしく、そういった死亡した個体は食用に向かないのかもしれませんが、できるだけ水産資源として食用等への活用を促進するよう基本方針にあり水産庁のホームページに掲載されていたように思います。

議　　長　　缶詰になってたりもしますよね。
その他ありませんか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　それでは本日の議題は以上となりますが、みなさんから何かございませんか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　それでは事務局から連絡事項をお願いします。

事務局長　　連絡事項が２点ございます。
先般、みなさまにご案内申し上げました全国海区委員会連合会東日本ブロック会議につきまして、坂本副会長とわたくしの２名で出席して参ります。
会議の内容につきましては、さきほどご報告いたしました令和８年度の要望事項に係る協議ほかとなっております。結果につきましては次回委員会で報告をいたします。
２点目は次回の委員会の予定でございますが、特に急な案件が出てこなければ１２月上中旬の開催を見込んでございます。
内容につきましては、知事許可の制限措置、さんま、いわし等のＴＡＣ関連、その他報告事項数点でございます。
日程が決まり次第ご連絡をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。
事務局からは以上です。

議　　長　　それでは、これで閉じたいと思います。
皆様、お疲れ様でした。

≪閉　　会≫